

第 10 回 那珂川市農業委員会会議録

令和 4 年 1 月 11 日、那珂川市農業委員会会長は、令和 3 年度第 10 回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

- | | |
|----------|----------------------------------------------------|
| 議案第 31 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について (2 件) |
| 議案第 32 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について (1 件) |
| 議案第 33 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について (5 件) |
| 議案第 34 号 | 農用地利用集積計画の利用権設定について (6 件) |
| 議案第 35 号 | 農業委員会の委員の辞任願について |
| 報告第 29 号 | 専決処分について 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書について (1 件) |
| 報告第 30 号 | 専決処分について 農地改良行為届出書について (1 件) |
| 報告第 31 号 | 専決処分について 現況証明について (1 件) |
| その他 1 | 那珂川市良質米生産支援協議会委員の推薦について (依頼) |
| その他 2 | 令和 4 年度那珂川市農業委員会総会開催日 (案) について |

〈農業委員〉 … 7 人

〈農地利用最適化推進委員〉 … 5 人

〈事務局〉 … 3 人

開会 (午前 9 時 30 分)

議 長	<p>ただいまから令和 3 年度第 10 回農業委員会を開会します。</p> <p>本日、1 番委員は欠席です。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。5 番委員、6 番委員を指名します。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>まず最初に、追加議案から審議することとします。</p> <p>議案第 35 号 「農業委員会の委員の辞任願について」 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 35 号 「農業委員会の委員の辞任願について」を説明した。</p> <p>委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項に「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することがで</p>

	<p>きる」と規定されていることから、今回、農業委員会に議案として上程し、同意を得るものです。</p> <p>市長の同意については、12月1日付の決裁にて同意を得ており、農業委員会にて同意を得た場合は、本人の意向に基づき12月31日をもって辞任という形になります。</p> <p>欠員補充については、法律上、努力義務となっておりますが、現委員の在任期間が短く、募集、選定、議会に上程することが困難であるため、次回の改選までは補充は考えていません。</p>
議長	各委員から質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	<p>質疑がなし。採決を行います。</p> <p>同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成により同意することとします。</p> <p>次の議案第31号番号1は私が当事者になりますので、審議の間、退出します。</p> <p>また、議案第33号番号3の5条の許可申請と同時申請の案件ですので、こちらの2件の審議については、副会長に議長を交代して進行します。</p>
	(会長 退室。議事進行は副会長に交代)
副議長	<p>それでは、審議に移りたいと思います。</p> <p>同時申請のため、一括審議を行います。</p> <p>議案第31号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1、及び、議案第33号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号3について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、議案第31号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。</p> <p>続いて議案第33号、 「農地法第5条の規定による許可申請について」</p>

	番号3を説明した。
副議長	担当の5番委員の意見を求めます。何か意見がありましたら、発言をお願いいたします。
委員	事務局と一緒に現地へ行きましたが、申請通り相違ないと思います。
副議長	他の委員からの質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
副議長	質疑なし。採決を行いたいと思います。賛成される委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
副議長	全員賛成により承認されました。会長の入室をお願いします。
	(会長 入室。会長に議事進行を交代)
議長	では、審議に入ります。 議案第31号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号2について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第31号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。
議長	担当は私ですので、意見を述べます。 現地に行って確認しましたところ、特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)

議 長	質疑がないようですので、採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第32号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。 事務局、お願いします。
事務局	「農地法第4条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議 長	担当の7番委員の意見を求めます。
委 員	昭和50年に住宅を建てたときに、申請をしていなかった部分について、現場へ行って確認しました。問題ないと思います。
議 長	各委員からの質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に議案第33号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第33号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。

議 長	担当は私ですので、意見を述べます。 現場を確認したところ、問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第33号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を事務局から説明させます。
事務局	議案第33号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。
議 長	担当は私ですので、意見を述べます。 現場を確認したところ、特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第33号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号4を事務局から説明させます。
事務局	議案第33号

	「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号4を説明した。
議 長	担当の3番委員の意見を求めます。
委 員	事務局と現地確認に行きましたが、特に問題ないと思います。
議 長	各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第33号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号5を事務局から説明させます。
事務局	議案第33号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号5を説明した。
議 長	担当は私になりますので、意見を述べます。 現場を確認したところ、特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。

	次に、議案第34号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号1から番号6を事務局から説明させます。
事務局	議案第34号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号1から番号6については全て新規の案件です。 詳細については記載内容を確認して下さい。
議長	各委員からの質疑を求めます。
議長	はい、どうぞ。
委員	利用期間が1年となっていますが、設定期間について確認したい。
議長	事務局、お願いします。
事務局	特に決まりは設けていません。
委員	前々回の委員会にて新規設定されている方が、今回新たに2件申出ていますが、現在設定中のところの作物の栽培法や管理について、確認したい。
議長	はい、事務局。
事務局	今、借りている農地が適切に管理されている。適切に管理というのは、荒れていない状況、雑草が生えていない状況で、新たに利用権設定等の申出が出ますと、正直許可せざるを得ないという状況の法律になっています。 現地確認にて、安徳地区の方は、確かに作付されていませんでした。ただ、雑草は生えておらず、いつでも作付できるような状態でしたので事務局としても許可せざるを得ない状況ではないかと思えます。 今後、パトロールにて状況確認していきたいと思えます。
議長	よろしいでしょうか。
	(質問・意見なし)

議 長	<p>質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成により承認されました。 次に、報告事項です。 報告については、事務局長の専決事項として処理を終わっている内容ですので簡単に説明させます。</p>
事務局	<p>報告第29号 番号1 専決処分について 「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」 報告第30号 番号1 専決処分について 「農地改良行為届出書について」 報告第31号 番号1 専決処分について 「現況証明について」 を説明した。</p>
議 長	<p>次に、その他 「那珂川良質米生産支援協議会委員の推薦について」 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>その他 「那珂川良質米生産支援協議会委員の推薦について」 説明した。</p>
議 長	<p>事務局よりの提案を賛同いただければ、私が引き受けたいと思います。 賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員賛成により承認されました。 次に、その他の2 「令和4年度那珂川市農業委員会総会開催日案について」 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>その他の2 「令和4年度那珂川市農業委員会総会の開催日」の案について説明した。</p>
議 長	<p>本日の議案は終了し第10回農業委員会は閉会した。</p>
	<p>10時30分 閉会</p>